

相模原市監査委員公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成21年3月27日に実施した総務局各課・機関の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成21年8月26日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 石 橋 忠 文

同 久保田 隼 夫

同 小 池 義 和

1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成21年8月18日

(2) 市長が講じた措置の内容（全文）

職員課の各事業の旅費の支出に関する事務における不適切な事例につきましましては、次のとおり改善を行いました。

ア 旅費の支給誤りや出張命令簿の出張先の記入漏れ等につきましましては、出張者、決裁権者及び財務担当者による確実なチェック体制の強化を図りました。

イ 嘱託職員の通勤費に係る費用弁償の支給誤りにつきましましては、費用弁償の額を計算するパソコンのエクセルシートの計算式がバスか電車の区別がつきにくいレイアウトであったため、当該エクセルシートのレイアウトの色分けや交通手段の種別の表示の修正を行うことにより判別しやすいものとし、さらに複数職員による確認体制の強化を図りました。

ウ 「市外旅費定額表」の誤りにつきましましては、定額表全体の点検作業を行った結果、修正箇所がありましたので、7月14日にグループウェア全庁掲示板により周知いたしました。また、電車やバス路線の新設などにより、年度末に定額表の追加を行う際に、従前の定額表についても修正すべき部分がないか精査・点検作業を行うようにいたしました。

今後につきましましては、旅費の支給事務において、複数の職員による確認や毎年点検作業を行うなどチェック体制の強化徹底を図り、適正に事務を執行してまいります。

(参考)

総務局定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成21年3月27日

2 監査の結果(抜粋)

(1) 職員課の各事業の旅費の支出に関する事務を調査したところ、旅

費の支給事務において、次のような不適切な事例が見られた。

- ア 「市外出張区域表」の区域の適用誤りや「市内旅費定額表」ではなく実費により算定したことによる支給誤り、さらには、出張先や区域の記入漏れ及び財務取扱職員の予算照合印の漏れなどが散見される。
- イ 嘱託職員の通勤費に係る費用弁償は、通常利用する交通機関の通勤1回分の額に通勤日数を乗じた額と、その1か月分の定期代とを比較し、低い方の額を支給すべきであるが、定期代の算定に当たって、電車での通勤届がなされているにもかかわらず、誤ってバス利用による定期代で算定したために、過払いとなっている。
- ウ 全庁的に使用を義務付けている職員課作成の「市外旅費定額表」において、市外出張の経路上関係のない経路が含まれ、誤った交通費が掲載されている。

職員課は、旅費事務における庁内の指導的立場であることを自覚するとともに、「市外旅費定額表」の果している役割や誤記載があった場合の全庁的な影響を再認識し、旅費の支給事務に当たっては、チェック体制の強化と「旅費支給事務の手引き」等に基づく適正な事務の執行に努められたい。